

## 🔳 注意事項

- 🔶 お支払いは「継続払い」となります。事前に登録していただくことで、継続的にクレジットカードでお支払いできます。
- 🔶 市役所、出張所、金融機関及びコンビニエンスストアなどの窓口や店頭でのクレジットカードによる納付はできません。
- 🔶 納付できる金額は、上下水道料金1回の請求額が100万円未満のものが対象となります。
- ▶ 志木市からは領収書は発行していませんので、カード会社が発行する利用明細書などにてご確認ください。

## ■クレジットカード払いへの切替え

- (1) クレジットカードによるお支払いへの切替えは、検針月の20日までに手続きが必要です。
- (2)すでに、納入通知書で請求させていただいた分の料金や、口座振替の予定をさせていただいた分の料金は、 クレジットカードによるお支払いをご利用になれません。これまでのお支払い方法でお支払いください。
- (3) クレジットカード払い開始後に市内転居をされた場合で、引き続き転居先でのクレジットカード払いをご希望される ときは、転居先で再度利用申込登録をしてください。